

クルマのほけん

弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)
(自動車事故限定型)

日常の身近なトラブルの
円満解決のために

自動車事故

近隣トラブル

ケガ

破損・汚損

弁護士費用特約 をおすすめします!

弁護士費用特約は2種類ご用意しています。詳細は裏面をご確認ください。

保険料※

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

月々 **530** 円

弁護士費用特約(自動車事故限定型)

月々 **330** 円

※保険期間1年間、保険料分割払特約(月払・口座振替)を付帯した契約の場合

こんなとき、弁護士への相談が心強い!!

お客さまが被害者となった場合

自動車事故



子供が通学途中、
信号無視をした自動車と接触し、
ケガをしてしまった。

日常生活事故



歩きながらスマート
フォンを操作している
若者に衝突され、ケガ
をしてしまった。

お客さまが加害者となった場合

自動車事故



自動車を運転中に、
わき見運転による不注意により、
横断歩道を歩行中の方に
衝突し、死亡させてしまった。

日常生活・自動車事故型
 自動車事故限定型

日常生活・自動車事故型
 自動車事故限定型

日常生活・自動車事故型
 自動車事故限定型

このような事故にあわれても、1人で悩まず、お気軽に弁護士へ相談でき、
弁護士費用を保険金でお支払いします!



POINT

マイカーを2台以上お持ちのお客さまは、いずれか1台に弁護士費用特約を付帯することで、ご家族※1全員を補償することができます!

※1 ご家族とは、①:記名被保険者 ②:①の配偶者※2 ③:①または②の同居のご親族 ④:①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

(例) 一家でお車を2台お持ちの場合

A車



35歳以上補償
弁護士費用特約
(日常生活・自動車事故型)付帯

B車



21歳以上補償・本人限定



A車に弁護士費用特約が付帯されていれば、同居のお子さまがB車を運転して発生した事故についても補償対象になります。

補償内容

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

弁護士費用特約(自動車事故限定型)

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

■被害事故弁護士費用保険金

日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

自動車事故により被保険者がケガなどをされた場合や、自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

●保険金額

被害事故弁護士費用保険金

1事故1被保険者につき300万円限度

被害事故法律相談・書類作成費用保険金

1事故1被保険者につき10万円限度

■刑事弁護士費用保険金

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用*や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

*相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合に限ります。

●保険金額

刑事弁護士費用保険金

1事故1被保険者につき150万円限度

刑事法律相談費用保険金

1事故1被保険者につき10万円限度

- ご注意**
- お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める弁護士費用保険金算定基準に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。以下同様とします。)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

- 弁護士などへ委託を行う場合は、その委託契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先